【構造設備等基準】

○ 設置場所及び構造設備基準

(興行場法第2条第2項、福山市興行場法施行条例第2条・第3条)

項目	乗り場広紀と木おと兵、福田中共り場広旭り木内おと木 おり木/ 基 <u>準</u>
	型
設置場所	ること。
施設全般	□十分な耐久性の材料で築造すること。 □ □ 中のは不浸透性材料で築出ること。
	口床面は不浸透性材料で覆い、又は床が地盤面から適当な高さ(概ね 0.45 m以上)である等防湿上有効な措置を取ること。
	口清掃及び排水が容易にできる構造であること。
	口観覧室と食堂、ロビー、便所、売店等とを隔壁等により区画すること。
	口食堂、売店又は食品販売設備は、便所の付近等不潔な場所に設けないこと。
	ただし、手洗い場所等の次室を設けた水洗便所であって衛生上支障ない場
	合を除く。 □入場者の使用に供する座布団等を備える時、清潔で衛生的に保管できる専
	用の設備を設けること。
	口適当な数の清掃用具及び必要に応じ散水用具を備え、これらを清潔で衛生
	的に保管できる設備を設けること。
	口適当な数のごみ箱を設けること。
観覧室	□入場者の出入り、着席及び移動が容易で、入場者の観覧に支障ない構造設 備であり、出入□及び観覧席は衛生上支障ない配置及び構造であること。
換気設備	□衛生的な空気環境を確保するため、適正な機械換気設備又は空気調和設備
	を設けること。
照明設備	口入場者の衛生及び興行に支障ない適当な照明機能を有する照明設備を設
	けること。 □観覧室には、映写中又は演劇中であっても床面で照度不足にならないよう
	は
便所	口各階に男女に区分した適当な数の便所を設け、入場者にその場所が明らか
	に分かるよう表示すること。
	□便所出入口は、直接観覧室から出入りできない構造であること。ただし、 手洗い場所等次室を設けた水洗便所であって衛生上支障ない場合を除く。
	すがい場所等が主き取りたかが度所でありて開土工文庫ない場合を除く。 ロ水洗便所とすること。ただし、窓等開口部に昆虫の侵入を防止する網戸等
	の設備を設けた改良便所又はくみ取り便所を除く。
	口清浄な水を供給できる適当な数の流水式手洗い設備を設けること。
	□床面及び床面から概ね1mの高さの内壁は、不浸透性材料で築造し、清掃 が容易であること。
	川が合あてめること。

〇 措置の基準

(福山市興行場法施行条例第4条)

□ 施設及びその設備並びに施設の周囲は、必要に応じ補修を行い、毎日清掃するなど	衛生
上支障が生じないようにすること。	
ロ ねずみ及び昆虫を防除するため、定期的に巡回点検及び防除作業を実施すること。	
口 場内は、定期的に消毒すること。	
口 防除作業又は消毒を行ったときは、その都度実施記録を作成し、当該記録を作成の	日か
ら2年間保存すること。	
口 設備及び器具は、定期的に保守点検を行い、常に適正に使用できるよう整備するこ	と。
ロ 食堂、売店又は食品販売設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。	
口 清掃用具及び散水用具は、専用の設備に保管し、当該設備は適切に清掃を行い、常	に衛
生的に保つこと。	
ロ 入場者の使用に供する座布団等は、常に清潔で衛生的に保つこと。	
ロ ごみその他の廃棄物は、適切に搬出し、施設内に放置しないこと。	
□ 便所は、常に清潔に保ち、防臭措置を講じること。	
□ 換気設備は、定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修し、	常に
適正に使用できるよう整備すること。	
□ 屋内の施設において行う映写、演劇、演芸、音楽演奏、見せ物又は競技にあっては	、場
内の環境を公衆衛生上良好な状態に保持するため、1回の興行が長時間にわたるとき	は、
おおむね2時間 30 分を超えない時間ごとに約 10 分間以上の休憩時間を設け、換気	を十
分に行うこと。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。	
・ 映画の興行を行う場合であって、2時間 30 分を超えるフィルムを映写するとき	に、
そのフィルム1回の映写の前後に十分な換気を行うとき。	
興行時間中も常に十分な換気が行われており、衛生上支障が生じるおそれがないと	こき。
ロ 照明設備は、定期的に保守点検し、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取	り替
え、又は補修をすること。	
口 施設内の照度は、照明設備の機能どおりに適正に保持し、低下させないよう適切に	清掃
し、常に清潔に保つこと。	
□ ごみ等場内を不潔にするおそれのあるものは、ごみ箱以外の場所に投棄しない旨の	表示
を場内の適当な場所に掲示しておくこと。	
□ 感染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者は、業務に従事さ	せな
いこと。ただし、医師の診断により支障がない場合にあっては、この限りでない。	